

第 1 回 泉区和泉町住居表示検討委員会会議録

日 時	平成 22 年 10 月 8 日（金） 10:00～11:00
開 催 場 所	泉区役所 4 階 4 D 会議室
出 席 委 員	検討委員：新井委員、日並委員、黒田委員、渡辺委員、佐藤委員、 須藤委員、中村委員、坂崎委員、佐久間委員、小林委員、 八木委員、太田委員、山本委員、星野委員、松原委員代 理、甲賀委員代理 事務局：花園窓口サービス課長、田島住居表示係長、三宅 水谷泉区区政推進課長、木村
欠 席 委 員	望月委員、笠井委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 0 人）
議 題	1 「泉区和泉町住居表示検討委員会規約」について 2 検討委員会会長、及び副会長選出 3 住居表示の制度について 4 地域の意見収集の方法について 5 意見交換 6 次回検討に委員会について
決 定 事 項	1 会長を日並委員、副会長を佐久間委員、佐藤委員とする。

議 題

1 「泉区和泉町住居表示検討委員会規約」について

【事務局】 この会は、皆様が長くお使いになる住所を、行政主導ではなく、地域の代表者でご検討いただくものです。今後、新しい町の名称や町の境などの案を決めていきます。事務局で規約の案をお作りしていますが、ご意見はありませんか。（意見なし）特に問題がないようでしたら、この案を正式な規約としたいと思います。

【委員一同】 異議なし。

2 会長及び副会長選出

【事務局】 規約に基づいて、会長及び副会長を選出します。検討委員会には会長と副会長 2 人を置き、互選によって定めることになっています。まず、会長を決めたいと思いますが、ご意見はありますか。

【委員】 和泉町の中央に位置し、面積も大きい和泉中央連合自治会長にお願いしたい。

【事務局】 和泉中央連合の日並委員に会長をお願いしたいという意見が出ていますが、いかがでしょうか。

【委員一同】（拍手）結構です。

【事務局】会長は、和泉中央連合の日並委員にお願いします。続いて、副会長の選出まで進めさせていただきますが、副会長についてはいかがですか。

【委員】会長に候補を出してもらうのはどうですか。

【会長】富士見が丘連合の佐久間委員と下和泉連合の佐藤委員にお願いしたいと思います。

【委員一同】（拍手）結構です。

【事務局】会長を日並委員、副会長を佐藤委員と佐久間委員にお願いします。それでは、会長に、今後の会の議事進行をお願いします。

3 住居表示の制度について

【会長】会長にご指名いただきました日並です。よろしくお願いします。それでは、議題3の「住居表示の制度」について事務局から説明をお願いします。

【資料3「住居表示の概要」に沿って事務局から説明】

- ・地番による住所から、住居に番号をつける表示に改める。「和泉町〇〇〇番地」が「新町名+街区番号+住居番号」になる。
- ・「市街化区域」が実施対象で、道路や線路などの明確な地物を境界として、適切な面積で新しい町を設定する。実施区域内の字区域は廃止する。
- ・実施により、自治会町内会区域や通学区域の変更はない。
- ・新しい町の名称は、なるべく従来の名称を残す。
- ・実施後は、住居番号表示板や街区表示板を設置する。

【会長】質問や意見はありますか。街区表示板の設置は市でやるそうです。住居表示を実施した中田地区は、電柱などに表示がしてあるので分かりやすくなっています。

【事務局】皆さんのお宅にも住居番号表示板を付けていただきます。現在の住所は、隣と全く違ったり、飛んでいたりすることがあると思いますが、住居表示では、連続性をもって住居番号を付けます。町が小さくなり、さらに町をブロック分けし、その中で住居番号をつけるので、かなり探しやすくなると思います。

【委員】実施対象区域について、説明をお願いします。

【事務局】住居表示は、住居が少ないところや、ブロック分けの境となる道路や鉄道が未形成な地域で実施すると、後にその地域が開発された場合などに町並みが変わってしまい、住所が分かりにくくなることがあります。このため、町の様子が変わらない状態になってから実施します。

法律上「市街地につき実施」となっており、「市街化区域」を中心に検討することになります。また、土地区画整理を実施している所は、土地の数字の並びを整理

して住所が分かりやすくなっているのを、対象外です。

よって、和泉町で実施を検討するのは、南部の下和泉住宅一帯、長後街道の南北の地域になります。ただし、(市街化区域と市街化調整区域の)線が入り組んでいるため、町の境をどうするかは、今後の検討の中でお決めいただきたいと思います。

問題は、市街化区域で和泉町が分断されることです。和泉町北部、通信隊跡地から下飯田までのエリアは市街化調整区域なので、和泉町が2つに分かれて残ります。そのあたりを含めて、実際にどこで実施をするのかが、検討会の一つのポイントになります。具体的には、2回目以降に資料をお示ししたいと考えています。

【会長】市街化区域と市街化調整区域の境で分けられると決まったということではありません。この検討会の中で検討した上で、分けていくことになります。

【資料3「住居表示の概要」に沿って事務局から説明】

- ・新住所は、実施の約1か月前にお知らせする。実施後は、住所の変更手続きが必要なものがある。実施区域内に本籍がある場合は、筆頭者あてに通知する。
- ・郵便番号が変更になる。
- ・実施後に地区内に引っ越してきた場合、付番の手続きが必要になる。
- ・実施は、何年かに分けて行う。最初の実施は平成24年秋の予定だが、そのためには、平成23年夏に町名・町界の案が決定していることが必要。
- ・検討委員会の検討内容は、自治会町内会等でもご説明いただき、ご意見を次回の検討会に持ち帰っていただきたい。市民局は、チラシ配付などで地域の方に周知する。
- ・実施前に、案の告示を行う。変更請求が出る場合もある。

【委員】各自で住所変更の手続きが必要なものに、国民年金や厚生年金がありますが、役所ではやってもらえないのですか。

【事務局】市役所や区役所のものは極力変更しますが、法律上、自分で届け出なければならないとされているものもあります。国民年金は、市役所の依頼では書き換えができません。自分で手続きが必要なものも手数料等がかからないようにしています。

【委員】書き換えに行くのに、交通費はかかります。

【事務局】年金については、お配りする無料のハガキで手続きができます。なるべく簡単にできる工夫はしていますが、手続きが残ってしまうものもあります。

【委員】パスポートはどうですか。

【事務局】パスポートは、住所欄をご自分で書き直していただければ結構です。

【委員】町の名称や境についていろいろな意見が出てくると思います。他地区では、そういうことがあったとき、どう調整したのですか。

【事務局】新しい町の名称についていろいろな意見が出る事例は実際にあります。地域の皆さんに検討委員会での検討経過をお知らせし、何かを決めるときには皆さんが参加できる仕組みを作る必要があると感じています。

平成 19～21 年度に、港北区太尾町を大倉山という新しい名称に変えましたが、この時にはアンケートを採りました。その結果、大倉山という名称を選択しましたが、最後に太尾町という名称を残してほしいという意見が出ました。町の名称や区域を決めるためには市会の議決が必要ですが、その段階で、反対の意見を述べた方がいます。

やはり、周知や経過のお知らせが大切だと思うので、和泉町の検討でも力を入れていきたいと考えています。

【委員】次回検討委員会までに、自治会町内会等でどう報告すればいいのか。自治会町内会でやるべき事ははっきりしてほしい。また、今回は実施エリアを検討することだが、自治会町内会では、役員会で話し合っただけで案を出すのか。

【事務局】まず、地域の皆さんには、「住居表示を実施しますよ、いいですか」というチラシを配付することを考えています。住居表示が難しい地域もあるため、次回、検討委員会で大まかな実施エリアを決めた上で、チラシの配付範囲もご相談させていただきます。

自治会町内会でどこまで持ち帰っていただくのかということについては、地域の皆さんへの周知の機会は増やしていきたいと考えているので、可能な限り、ご協力をいただければと考えています。

重要な決め事のアンケートやお知らせのチラシ配布は、範囲を決めて、市で行っていきます。

4 地域の意見収集の方法について

【会長】住居表示はお住まいの方全員の住所が変わる大きな事なので、皆さんにお知らせする必要があります。そこで、検討にあたって、あらかじめ周知方法について事務局から説明してください。

(資料 4 「周知及び意見収集の方法について」に沿って事務局から説明)

- ・住居表示は、お住まいの方全員の住所が変わるので、検討結果のみならず、経過を常にお知らせしていきたい。
- ・周知方法について、各地域では、自治会町内会等での報告及び意見収集、実施区域内では、検討及び意見集約の場の設定をお願いしたい。
- ・横浜市は、ホームページでの公表、チラシの全戸配付、アンケートの実施などを行う。
- ・検討委員会では、地域の意見を元に検討し、案を作ることが望ましい。

【会長】検討が進んでくると、思わぬ意見が出たり、対立が出たりするかもしれませんが、検討委員が取りまとめの中心になって、意見収集してほしいと思います。案をまとめるのは大変な作業になると思いますが、よろしくお願いします。

【委員】自治会町内会の定例会の日程を考慮して検討委員会を開いていただかないと、地域への周知が難しくなります。

【事務局】第2回までは事務局で日程を決めさせていただきましたが、第3回以降はご意見を伺うようにします。

【委員】次回までは、自治会町内会では特にやることはないということでもいいですか。

【事務局】もう少し具体的な内容を検討してからお願いしたいと考えています。

【会長】本日は、住居表示の検討のために、会の規約を決めて、会長副会長を決めたということです。地域の方には、次回以降、分かった範囲内でお知らせしていくことになると思います。

5 意見交換

【委員】区域によって、検討内容の説明がバラバラになっては困ります。周知の媒体を事務局で用意してください。内容について正副会長に相談のうえ、印刷したものを、班回覧の必要数提供してください。

【事務局】媒体は事務局で用意します。班回覧を含む周知方法については、今後、ご意見を伺いながら決めていきたいと思っています。

【委員】ホームページに公開する資料が回覧資料の内容と異なると混乱するので気を付けてください。また、検討中の内容まで全て公表すると、混乱することがあると思います。

【会長】規約にあるように、最終的には、会長が確認します。

【事務局】ホームページに出す内容は、必ず会長に確認していただきます。

6 次回検討委員会について

【事務局】次回は、11月5日（金）午前10時より泉区役所1階1A会議室にて行います。実施対象区域やエリアについて検討していきます。

資 料	1 第1回検討委員会資料
	資料1 泉区和泉町検討委員会名簿
	資料2 泉区和泉町検討委員会規約
	資料3 住居表示の概要（図1 和泉町全体図）
	資料4 周知及び意見収集の方法について
	2 参考資料
資料5 住居表示に関する法律	
資料6 横浜市住居表示整備要綱	